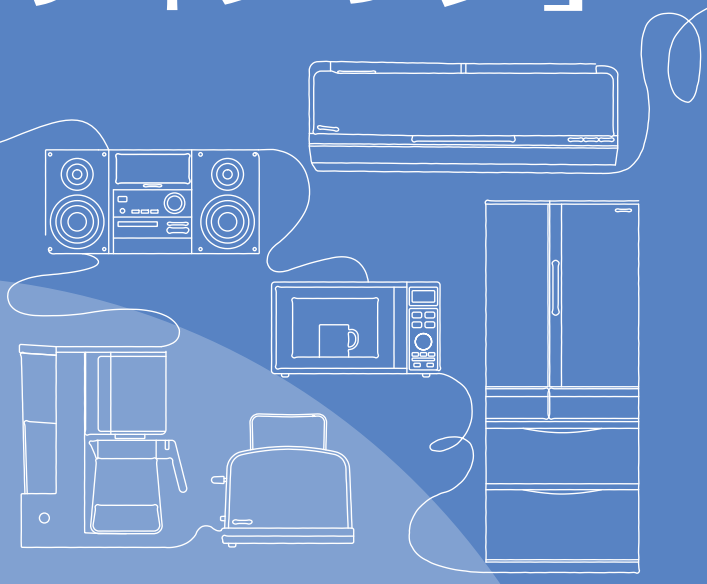
2026年度

東芝地域店 総合補償制度「トータルセーフティプラン」のご案内

お店の商品、什器・備品・看板 賠償責任の補償



トータルセーフティプラン（TSP）概要

お店の大切な商品、什器・備品・看板などにかかわる物損リスク、賠償責任リスクなどのリスクを総合的に補償するプランです。

物損リスクの補償（動産総合保険）



火災により商品に損害がでた。



店舗にある商品を夜間に盗難された。（万引きは対象外です。）



地震により商品が破損した。（算出された保険金の額に縮小割合を乗じてお支払いします。）など

地震の補償内容により、各種コースをご用意しています！

地震充実コース	地震さらに充実コース
地震、噴火、津波による損害について算出された損害保険金の**50%を補償**	地震、噴火、津波による損害について算出された損害保険金の**80%を補償**

上記以外にも、地震、噴火、津波による損害について算出された損害保険金の15%を補償する「基本コース」もご用意しています

賠償責任リスクの補償（賠償責任保険）



作業中（業務遂行中）の事故

空調機を取付中、誤って落とし、床を破損した。



施設・設備等に起因する事故

店舗の床が濡れていたためお客さまがすべって転び、ケガをした。



作業引渡後の事故

洗濯機を取付後、お客さまが使用したところ、排水ホースの接続不備で水れし床に損害が発生した。



預かっているものに対する事故

お客さまから預かった修理品の電子レンジを作業中に誤って落下させ、壊してしまった。　など

修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

トータルセーフティプランご加入の皆さまへ

当「ご案内（パンフレット）」は大切に保管してください

このパンフレットは「東芝地域店総合補償制度トータルセーフティプラン」の概要をご説明したものです。
ご加入に際して特にご確認いただきたい事項（「契約概要」）や、ご加入店にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項（「注意喚起情報」）、「ご加入内容確認事項」等は、右記二次元コードに掲載しています。
保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照ください。

・リンク先の PDF ファイルはご加入者さまご自身の端末に保存または印刷いただきますようお願いいたします。
・電子パンフレットを参照できる環境にない方や書面でのパンフレットを希望される方は必ず取扱代理店までご連絡ください。

今年度の改定点

1 保険料を以下のように改定しました。

【2025年度保険料（3か月）】

保険金額（万円）	各コースの保険料（円）		
	基本	地震充実	地震さらに充実
150	10,650	13,650	16,650
200	11,900	15,900	19,900
250	13,150	18,150	23,150
300	14,400	20,400	26,400

【2026年度保険料（3か月）】

保険金額（万円）	各コースの保険料（円）		
	基本	地震充実	地震さらに充実
150	11,310	14,310	17,310
200	12,580	16,580	20,580
250	13,850	18,850	23,850
300	15,120	21,120	27,120

※ 保険料の一部をご案内しております。詳しくは P.3〜4 をご覧ください。

2 賠償責任保険「免責額（自己負担額）」を改定しました。

今回の保険料見直しに加え、免責額（自己負担額）を見直すことで、将来的な保険料の大幅な引き上げを抑え、安定した保険料水準を維持することを目的としています。

2025年度 損害額 1 万円未満

↓

2026年度 損害額 3 万円未満

3 「重要事項のご説明」が PDF での配布となりました。

「重要事項のご説明」がこれまでの書面でのご案内から、PDF での配布へ変更となりました。詳細は当ページ内「トータルセーフティプランご加入の皆さまへ」をご覧ください。

2026 年 7 月 31 日までに**申込書のご返送がない場合**は、以下 2 点を承諾したものとみなします。
・パンフレットに掲載の二次元コードにより重要事項説明の交付を受けること
・重要事項説明のダウンロードを行い、商品内容が自身の意向に合致していることを確認し、重要事項および個人情報の取扱い等について了承・同意のうえ、前年と同じ加入プランへ引き続き加入すること

引受保険会社 | 損害保険ジャパン株式会社

東芝地域店会

東芝地域店（販売店）の皆さまへ

東芝地域店総合補償制度は東芝コンシューママーケティング株式会社と取引のある「東芝地域店」（販売店）の皆さまがご加入できる制度です。
（東芝コンシューママーケティング株式会社と取引をやめた場合はご加入できません。）

注意 !!
書類締切日までに加入内容の変更・脱退のご連絡がない場合、現在の補償内容と同等の水準で自動継続扱いとさせていただきます。
補償内容が同等の水準でも保険料加入費に変更がある場合があります。詳細については当パンフレット「東芝地域店総合補償制度のご案内」をご覧ください。

トータルセーフティプラン（基本コース・地震充実コース・地震さらに充実コース）補償内容（概要）

お店の大切な商品、什器・備品・看板などにかかわる物損リスク、賠償責任リスクなどのリスクを総合的に補償するプランです。

❶加入資格
東芝コンシューママーケティング株式会社と取引のある「東芝地域店」（販売店）

❷保険期間
2026 年 11 月 1 日午後 4 時から 2027 年 11 月 1 日午後 4 時までの 1 年間
中途加入・変更・脱退は、年 4 回（11 月 1 日、2 月 1 日、5 月 1 日、8 月 1 日）手続きが行えます。詳細は、6 ページ・裏表紙をご参照下さい。

物損リスクの補償（動産総合保険）

店舗、事務所、倉庫等に保管中（※ 1）または運送中（※ 2）の偶然な事故により、商品等に損害が生じた場合に補償します。

※ 1 被保険者の店舗、事務所、倉庫およびその他被保険者の商品等を保管し、被保険者が管理している建物をいいます。（軒下を含みます。）
※ 2 輸送のため輸送区間の始点から搬出された時から、通常の輸送過程を経て、輸送区間の終点へ搬入された時までの間

〈 ⭕保険の対象となるもの 〉

〇商品等：被保険者が所有または管理する被保険者の買い取り商品、修理品
〇什器・備品・看板等：被保険者が所有する什器・備品（パソコンを含む）・工具・看板
〇現金：業務用現金、業務用預貯金証書

〈 対象となる主な事故 〉

①火災、落雷、破裂、爆発	②自動車の飛び込み	③航空機の墜落もしくはその落下物	④労働争議、デモ、騒じょう	⑤風災、雹災、雪災	⑥水災
⑦盗難（万引きは除きます。）	⑧水濡れ	⑨破損	⑩地震（※3）	⑪運転中の事故	など

※ 3　基本コース　：15%
　　地震充実コース　：50%
　　地震さらに充実コース：80%
地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害については算出された保険金の額に左記縮小割合を乗じて得た額をお支払いします。

〈 ✖保険の対象とならない主なもの 〉

〇小切手、手形、その他有価証券
〇エレベータ、エアカーテン、自動ドア、シャッター、ビル付帯冷暖房装置、不動産およびこれに準ずるもの、携帯電話、スマートフォンおよび類似する通信機器類
〇販売会社からの受託品
〇ショーウインドウ、店舗内装、店舗用テント・キャンパス、見本品、受託品　など

〈 対象とならない主な損害 〉

〇保険契約者または被保険者（補償を受けられる方）または保険金受取人などの故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
〇保険の対象の欠陥・自然の消耗・さび・かび・変色・虫食いなどによる損害
〇保険の対象の置き忘れ、紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難、棚卸しまたは検品の際に発見された品不足を含みます。）による損害　など

〈 小損害の事故の取扱い 〉

事故の種類により小損害の事故は補償対象となりません。

	事故の種類	免責額（自己負担額）
物損リスク	①②③④の事故	—
	上記以外の事故	損害額　3 万円未満

賠償責任リスクの補償（賠償責任保険）

第三者に身体の障害または財物の損壊を与えた場合に法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

〈 対象となる主な事故 〉

商品説明中に誤って、商品をお客さまの足の上に落とし、ケガを負わせてしまった。（施設所有管理者特約条項）

設置したルームエアコンの取付が悪く、ルームエアコンが落下。お客さまがケガをした。（生産物特約条項）

工事用資材を落下させ通行人にケガをさせてしまった。（請負業者特約条項）

お客さまから預かった修理品を作業中に誤って落下させて壊してしまった。（受託者特約条項）

販売会社から預かった商品を誤って落下させて壊してしまった。（受託者特約条項）

エアコンを販売・設置工事後、設置ミスによりエアコンが落下し、お客様にケガを負わせてしまった。設置したエアコンについても損傷してしまった。（引渡し後の生産物自体の損害）

※ジョイントベンチャー（JV）による工事は対象外となります。

〈 お支払いする保険金の主な内容 〉

1 回の事故について、損害賠償金の金額が 3 万円以上となった場合に、次に記載された保険金額を限度としてお支払いします。

特約条項			保険金額	免責額（自己負担額）
〈施設所有管理者特約条項〉 〈請負業者特約条項〉	身体賠償	1 名につき 1 事故	3 億円 9 億円	損害額 3 万円未満
	財物賠償	1 事故につき	3 億円	
〈生産物特約条項〉 〈受託者特約条項〉	身体賠償	1 名につき 1 事故および保険期間中限度額	3 億円 9 億円	
	財物賠償	1 事故および保険期間中限度額	3 億円	

事故対応特別費用担保追加条項は保険期間中 1,000 万円となります。
引渡し後の生産物自体の損害については、被保険者ごとに 1,000 万円、保険期間中 2 億円となります。

保険金の種類　①損害賠償金　②権利保全行使費用　③損害防止費用　④争訟費用
⑤協力費用　⑥緊急措置費用　⑦被害者対応費用　⑧事故対応特別費用

〈 対象とならない主な損害 〉

〈共通〉
記名被保険者および記名被保険者の役員・使用人ならびに記名被保険者の下請負人およびその役員・使用人が、記名被保険者の業務従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任　など

〈施設所有管理者特約条項〉
航空機、昇降機もしくは自動車の所有、使用もしくは管理（貨物の積み込みまたは積み下ろし作業を除きます。）に起因する賠償責任または施設外における船、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任　など

〈請負業者特約条項〉
じんあいまたは騒音に起因する賠償責任　など

〈受託物特約条項〉
受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）、ねずみ食いまたは虫食い等に起因する賠償責任　など

3か月分の保険料（1）

3 か月分を一括して自動振替します。振替日等のスケジュールについては、パンフレット裏表紙をご確認ください。

保険金額	対象地域店店舗の年間売上高　1 億円未満 （2025年4月1日～2026年3月31日までに決算期を迎えた売上高（税込）） 保険料		
	基本コース （地震 15%縮小てん補）	地震充実コース （地震 50%縮小てん補）	地震さらに充実コース （地震 80%縮小てん補）
50 万円	8,770 円	9,770 円	10,770 円
100 万円	10,040 円	12,040 円	14,040 円
150 万円	11,310 円	14,310 円	17,310 円
200 万円	12,580 円	16,580 円	20,580 円
250 万円	13,850 円	18,850 円	23,850 円
300 万円	15,120 円	21,120 円	27,120 円
350 万円	16,390 円	23,390 円	30,390 円
400 万円	17,660 円	25,660 円	33,660 円
450 万円	18,930 円	27,930 円	36,930 円
500 万円	20,200 円	30,200 円	40,200 円
550 万円	21,470 円	32,470 円	43,470 円
600 万円	22,740 円	34,740 円	46,740 円
650 万円	24,010 円	37,010 円	50,010 円
700 万円	25,280 円	39,280 円	53,280 円
750 万円	26,550 円	41,550 円	56,550 円
800 万円	27,820 円	43,820 円	59,820 円
850 万円	29,090 円	46,090 円	63,090 円
900 万円	30,360 円	48,360 円	66,360 円
950万円	31,630 円	50,630 円	69,630 円
1,000万円	32,900 円	52,900 円	72,900 円
1,050万円	34,170 円	55,170 円	76,170 円
1,100万円	35,440 円	57,440 円	79,440 円
1,150万円	36,710 円	59,710 円	82,710 円
1,200万円	37,980 円	61,980 円	85,980 円
1,250万円	39,250 円	64,250 円	89,250 円
1,300万円	40,520 円	66,520 円	92,520 円
1,350万円	41,790 円	68,790 円	95,790 円
1,400万円	43,060 円	71,060 円	99,060 円
1,450万円	44,330 円	73,330 円	102,330 円
1,500万円	45,600 円	75,600 円	105,600 円
1,550万円	46,870 円	77,870 円	108,870 円
1,600万円	48,140 円	80,140 円	112,140 円
1,650万円	49,410 円	82,410 円	115,410 円
1,700万円	50,680 円	84,680 円	118,680 円
1,750万円	51,950 円	86,950 円	121,950 円
1,800万円	53,220 円	89,220 円	125,220 円
1,850万円	54,490 円	91,490 円	128,490 円
1,900万円	55,760 円	93,760 円	131,760 円
1,950万円	57,030 円	96,030 円	135,030 円
2,000万円	58,300 円	98,300 円	138,300 円
2,050万円	59,570 円	100,570 円	141,570 円
2,100万円	60,840 円	102,840 円	144,840 円
2,150万円	62,110 円	105,110 円	148,110 円
2,200万円	63,380 円	107,380 円	151,380 円
2,250万円	64,650 円	109,650 円	154,650 円
2,300万円	65,920 円	111,920 円	157,920 円
2,350万円	67,190 円	114,190 円	161,190 円
2,400万円	68,460 円	116,460 円	164,460 円
2,450万円	69,730 円	118,730 円	167,730 円
2,500万円	71,000 円	121,000 円	171,000 円
2,550 万円	72,270 円	123,270 円	174,270 円
2,600 万円	73,540 円	125,540 円	177,540 円
2,650 万円	74,810 円	127,810 円	180,810 円
2,700 万円	76,080 円	130,080 円	184,080 円
2,750 万円	77,350 円	132,350 円	187,350 円
2,800 万円	78,620 円	134,620 円	190,620 円
2,850 万円	79,890 円	136,890 円	193,890 円
2,900 万円	81,160 円	139,160 円	197,160 円
2,950 万円	82,430 円	141,430 円	200,430 円
3,000 万円	83,700 円	143,700 円	203,700 円
3,050万円以上	別途ご案内します		

3か月分の保険料（2）

3か月分を一括して自動振替します。振替日等のスケジュールについては、パンフレット裏表紙をご確認ください。

保険金額	対象地域店店舗の年間売上高　1億円以上3億円未満（2025年4月1日~2026年3月31日までに決算期を迎えた売上高(税込)）			対象地域店店舗の年間売上高　3億円以上5億円未満（2025年4月1日~2026年3月31日までに決算期を迎えた売上高(税込)）		
	保険料			保険料		
	基本コース（地震15%縮小てん補）	地震充実コース（地震50%縮小てん補）	地震さらに充実コース（地震80%縮小てん補）	基本コース（地震15%縮小てん補）	地震充実コース（地震50%縮小てん補）	地震さらに充実コース（地震80%縮小てん補）
50万円	28,470円	29,470円	30,470円	65,670円	66,670円	67,670円
100万円	29,740円	31,740円	33,740円	66,940円	68,940円	70,940円
150万円	31,010円	34,010円	37,010円	68,210円	71,210円	74,210円
200万円	32,280円	36,280円	40,280円	69,480円	73,480円	77,480円
250万円	33,550円	38,550円	43,550円	70,750円	75,750円	80,750円
300万円	34,820円	40,820円	46,820円	72,020円	78,020円	84,020円
350万円	36,090円	43,090円	50,090円	73,290円	80,290円	87,290円
400万円	37,360円	45,360円	53,360円	74,560円	82,560円	90,560円
450万円	38,630円	47,630円	56,630円	75,830円	84,830円	93,830円
500万円	39,900円	49,900円	59,900円	77,100円	87,100円	97,100円
550万円	41,170円	52,170円	63,170円	78,370円	89,370円	100,370円
600万円	42,440円	54,440円	66,440円	79,640円	91,640円	103,640円
650万円	43,710円	56,710円	69,710円	80,910円	93,910円	106,910円
700万円	44,980円	58,980円	72,980円	82,180円	96,180円	110,180円
750万円	46,250円	61,250円	76,250円	83,450円	98,450円	113,450円
800万円	47,520円	63,520円	79,520円	84,720円	100,720円	116,720円
850万円	48,790円	65,790円	82,790円	85,990円	102,990円	119,990円
900万円	50,060円	68,060円	86,060円	87,260円	105,260円	123,260円
950万円	51,330円	70,330円	89,330円	88,530円	107,530円	126,530円
1,000万円	52,600円	72,600円	92,600円	89,800円	109,800円	129,800円
1,050万円	53,870円	74,870円	95,870円	91,070円	112,070円	133,070円
1,100万円	55,140円	77,140円	99,140円	92,340円	114,340円	136,340円
1,150万円	56,410円	79,410円	102,410円	93,610円	116,610円	139,610円
1,200万円	57,680円	81,680円	105,680円	94,880円	118,880円	142,880円
1,250万円	58,950円	83,950円	108,950円	96,150円	121,150円	146,150円
1,300万円	60,220円	86,220円	112,220円	97,420円	123,420円	149,420円
1,350万円	61,490円	88,490円	115,490円	98,690円	125,690円	152,690円
1,400万円	62,760円	90,760円	118,760円	99,960円	127,960円	155,960円
1,450万円	64,030円	93,030円	122,030円	101,230円	130,230円	159,230円
1,500万円	65,300円	95,300円	125,300円	102,500円	132,500円	162,500円
1,550万円	66,570円	97,570円	128,570円	103,770円	134,770円	165,770円
1,600万円	67,840円	99,840円	131,840円	105,040円	137,040円	169,040円
1,650万円	69,110円	102,110円	135,110円	106,310円	139,310円	172,310円
1,700万円	70,380円	104,380円	138,380円	107,580円	141,580円	175,580円
1,750万円	71,650円	106,650円	141,650円	108,850円	143,850円	178,850円
1,800万円	72,920円	108,920円	144,920円	110,120円	146,120円	182,120円
1,850万円	74,190円	111,190円	148,190円	111,390円	148,390円	185,390円
1,900万円	75,460円	113,460円	151,460円	112,660円	150,660円	188,660円
1,950万円	76,730円	115,730円	154,730円	113,930円	152,930円	191,930円
2,000万円	78,000円	118,000円	158,000円	115,200円	155,200円	195,200円
2,050万円	79,270円	120,270円	161,270円	116,470円	157,470円	198,470円
2,100万円	80,540円	122,540円	164,540円	117,740円	159,740円	201,740円
2,150万円	81,810円	124,810円	167,810円	119,010円	162,010円	205,010円
2,200万円	83,080円	127,080円	171,080円	120,280円	164,280円	208,280円
2,250万円	84,350円	129,350円	174,350円	121,550円	166,550円	211,550円
2,300万円	85,620円	131,620円	177,620円	122,820円	168,820円	214,820円
2,350万円	86,890円	133,890円	180,890円	124,090円	171,090円	218,090円
2,400万円	88,160円	136,160円	184,160円	125,360円	173,360円	221,360円
2,450万円	89,430円	138,430円	187,430円	126,630円	175,630円	224,630円
2,500万円	90,700円	140,700円	190,700円	127,900円	177,900円	227,900円
2,550万円	91,970円	142,970円	193,970円	129,170円	180,170円	231,170円
2,600万円	93,240円	145,240円	197,240円	130,440円	182,440円	234,440円
2,650万円	94,510円	147,510円	200,510円	131,710円	184,710円	237,710円
2,700万円	95,780円	149,780円	203,780円	132,980円	186,980円	240,980円
2,750万円	97,050円	152,050円	207,050円	134,250円	189,250円	244,250円
2,800万円	98,320円	154,320円	210,320円	135,520円	191,520円	247,520円
2,850万円	99,590円	156,590円	213,590円	136,790円	193,790円	250,790円
2,900万円	100,860円	158,860円	216,860円	138,060円	196,060円	254,060円
2,950万円	102,130円	161,130円	220,130円	139,330円	198,330円	257,330円
3,000万円	103,400円	163,400円	223,400円	140,600円	200,600円	260,600円
3,050万円以上	別途ご案内します			別途ご案内します		

よくあるご質問

補償について	Q.1	**【東芝地域店（販売店）所有の商品について】** 東芝地域店（販売店）が所有管理している倉庫が東芝地域店店舗と**別の住所にある場合**、補償の対象となりますか？	A. 被保険者である東芝地域店（販売店）が所有管理している建物内であれば、補償の対象となります。
	Q.2	**【東芝地域店（販売店）所有の商品について】** 東芝地域店（販売店）が契約する**外部倉庫**に預けた商品は、補償の対象となりますか？	A. 補償対象外です。
	Q.3	**【PL 保険】** 発注者に PL 保険に入るよう言われました。	A. トータルセーフティプランは PL 保険（生産物特約条項）の補償内容も含んだ制度です。 トータルセーフティプランにご加入されていれば、PL 保険は加入していることになります。
	Q.4	**【引渡し後の生産物自体・仕事の目的物自体の損害】** 設置不良が原因で、引渡し後（修理・点検・交換後または据付後）に損壊した商品や再据付工事などの賠償事故は補償されますか？	A. 設置した商品以外に、他人の身体の障害または、財物の損壊がある場合は、商品自体の損害も補償の対象となります。 ---------- 2019 年度の改定に伴い、引渡し後の商品自体の損害についても補償対象となりました。 商品自体の単独の損害については、補償対象外となります。
	Q.5	**【東芝地域店（販売店）所有の看板について】** 東芝地域店（販売店）が所有している看板の価格設定はどうしたらいいですか?	A. 小売店の看板の平均単価は 40 万円程度です。 ただし、40 万円は再調達価額であり、本制度は時価額の補償となるため、1 基につき 20 万円程度が妥当と思われます。
	Q.6	**【看板の所有について】** 看板の所有がどこなのかわかりません。	A.「東芝ロゴ看板」は東芝コンシューママーケティング（株）所有が原則です。 「東芝ロゴ看板」の所有有無については東芝コンシューママーケティング（株）へお問い合わせください。
	Q.7	**【自家修理について】** 自家修理を行った場合、見積書の全額が認定されますか?	A. 自社で修理を行った場合、消費税と自社の利益相当額は対象外となります。自社で作成される見積書には、利益相当額を計上されないようお願いいたします。 ※必要経費が確認できる資料のご提示をお願いすることがあります。
お手続きについて	Q.8	**【トータルセーフティプラン脱退について】** 裏表紙の「加入·変更·脱退のスケジュール」の書類締切日を過ぎた後でも、脱退はできないのでしょうか。	A. 脱退は可能です。 ただし脱退の場合でも、裏表紙の「加入·変更·脱退のスケジュール」内に定められた年 4 回の『効力発生日』以外での脱退はできません。 脱退通知書の東芝保険サービス株式会社への到着締切日は、効力発生日の前月 7 日（7 日が土日祝日の場合は翌営業日）です。 また、保険料の口座振替は停止できないため、一度振替が行われます。お預かりした保険料は東芝コンシューママーケティング株式会社よりご返金されます。

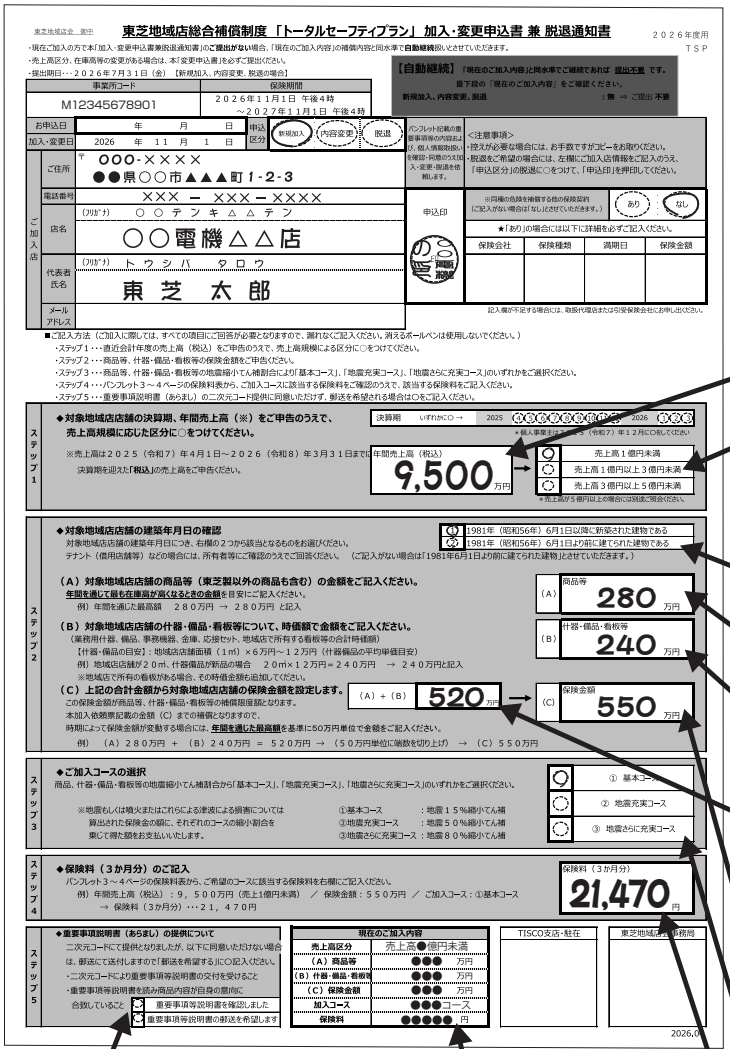
トータルセーフティプラン ご加入・ご変更のお手続き

『「トータルセーフティプラン」加入・変更申込書 兼 脱退通知書』のご提出がない場合、現在のご契約内容と同等の条件で自動継続扱いとさせていただきます。次の事項に該当する場合は必ず『「トータルセーフティプラン」加入・変更申込書 兼 脱退通知書』をご提出ください。

①昨年（2025 年）にご申告いただいた「2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までに決算期を迎えた売上高（消費税込）」が、「2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までに決算期を迎えた売上高（消費税込）」と比べたとき、保険の**「売上高区分」**が**変更**になる場合。
【保険の「売上高区分」】
1 億円未満 / 1 億円以上 3 億円未満 / 3 億円以上 5 億円未満
②**「商品等の在庫高」**と**「什器・備品・看板等の合計額」**が、昨年のご申告の金額と**変更**になる場合。
（在庫高とは、年間を通じてもっとも高くなるときの金額）
③**「ご加入コース」**の**変更**をされる場合。

保険金額（補償限度額）の設定と保険料の確認方法

『「トータルセーフティプラン」加入・変更申込書 兼 脱退通知書』の記入についてご確認をお願いします。
記載例は、年間売上高（税込）9,500 万円、対象東芝地域店店舗の商品在庫 280 万円、什器・備品・看板等 240 万円の加入東芝地域店さまが、基本コースをご選択されるケースです。
『「トータルセーフティプラン」加入・変更申込書 兼 脱退通知書』は、加入東芝地域店さまの実態とご希望のお申込内容に即した内容を記載のうえ、ご提出をお願いします。
なお「消えるボールペン」は使用しないでください。



まず、用紙下段の「現在のご加入内容」を必ずご確認ください。

現在のご加入内容	
売上高区分	売上高●億円未満
（A）商品等	●●● 万円
（B）什器・備品・看板等	●●● 万円
（C）保険金額	●●● 万円
加入コース	●●●コース
保険料	●●●●● 円

「現在のご加入内容」と現況が異なるようであれば変更申込書のご提出が必要です。

ステップ 1
対象東芝地域店店舗の年間売上高について

年間売上高をご記入ください。

年間売上高をご確認の上、いずれかに○をしてください。

ステップ 2
対象東芝地域店店舗の建築年月日と補償金額について

対象東芝地域店店舗の建築年に○をしてください。

対象東芝地域店店舗の商品等の金額を記入します。
例）の場合280万円と記入します。

対象東芝地域店店舗の什器（じゅう）・備品・看板等の金額を記入します。
例）の場合240万円と記入します。

商品等の金額と、什器（じゅう）・備品・看板等の金額の合計です。
例）の場合280万円+240万円=520万円と記入します。

50万円単位の切上げとなります。
例）の場合520万円を切り上げ550万円と記入します。

ステップ 3 ご加入コースの選択

ご希望のコースを選択し、○をしてください。

ステップ 4 保険料のご確認

パンフレット3～4ページより、保険料をご確認ください。
例）の場合21,470円と記入します。

ステップ 5
重要事項説明書（あらまし）の提供について

重要事項説明書（あらまし）の紙面提供を希望される場合は、○をしてください。

「現在のご加入内容」と現況が異なるようであれば変更申込書のご提出が必要です。

トータルセーフティプランのあらまし

ご加入にあたっての注意事項　　**ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）**

トータルセーフティプラン（TSP）　基本コース・地震充実コース・地震さらに充実コース

動産総合保険

●保険の対象が譲渡された場合、その保険の対象にかかる保険契約は失効となるため、保険契約の権利義務は譲受人に移転しません。
●この保険契約は以下の約款・特約条項をセットしています。
○動産総合保険普通保険約款
- 臨時費用限定不担保特約条項
- 物損害追加特約条項
- 管球類単独損害不担保特約条項
- 万引危険不担保特約条項
- 太陽光発電設備盗難危険不担保特約条項
- 使用人等の不誠実行為不担保特約条項
- 格落損害不担保特約条項
- 自動販売機等特約条項
- 冷凍損害不担保特約条項
- 東芝地域店総合補償制度特約条項（動産総合保険用）
- 地震・噴火危険補償特約条項
- 水災危険担保特約条項
- テロ危険等不担保特約条項
- 共同保険に関する特約条項
- 保険料分割払特約条項（大口用）
- 営業時間外金庫外保管不担保特約条項
- サイバー攻撃等不担保特約条項

賠償責任保険

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項等によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。
●この保険契約は以下の約款・特約条項をセットしています。
○賠償責任保険普通保険約款
・賠償責任保険追加条項・賠償責任保険追加担保条項（東芝地域店会用）・共同保険に関する特約条項・保険料分割払特約条項（大口用）・東芝地域店会総合補償制度追加条項（個別）
・事故対応特別費用担保追加条項（除く受託者特約条項・自動車管理者特約条項用）（東芝地域店会用）・事故対応特別費用担保条項（受託者特約条項用）（東芝地域店会用）・被害者対応費用担保追加条項・保険料の確定に関する追加条項
○施設所有管理者特約条項
・漏水担保追加条項
○請負業者特約
・作業対象物担保追加条項（請負業者）・請負業者特約条項包括契約追加条項・支給財物損壊担保追加条項
○生産物特約条項
・不良製造品・加工品損害担保追加条項（10%）・不良完成品損害担保追加条項（10%）・生産物特約条項の読み替えに関する追加条項（東芝地域店会用）・生産物・仕事の結果事故における生産物自体・仕事の目的物自体担保追加条項（生産物特約条項用）の読み替えに関する追加条項（東芝地域店会用）・日付データ処理等に関する不担保追加条項（生産物）
○受託者特約条項
・漏水担保追加条項・紛失危険担保追加条項・修理加工危険担保追加条項・携行品担保追加条項・冷凍・冷蔵危険免責の削除に関する追加条項
●この保険契約において、被保険者とは、次の①および②に掲げる者をいいます、
①記名被保険者：東芝地域店（販売店）
②記名被保険者の使用人等(注)。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。
（注）❶記名被保険者　❷記名被保険者の役員・使用人　❸記名被保険者の下請負人　❹記名被保険者の下請負人の役員・使用人
※❷❸❹は記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。また、受託者特約条項については、①②のみが被保険者となります。
●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
●被保険者（保険の補償を受けられる）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
●訴訟になった場合、必要と認められる訴訟費用や弁護士報酬をお支払いします。（事前に損保ジャパンの承認が必要です。）
●この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は売上高となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。
●契約締結時の保険料算出基礎数字につきましては、正確に申告をお願いします。
●保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入・変更申込書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

共　通

●この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社（幹事）	67%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	11%
三井住友海上火災保険株式会社	14%
東京海上日動火災保険株式会社	8%

（2026 年 4 月現在）

●保険会社破綻時の取扱い
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
・ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が 20 名以下である法人をいいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の 8 割まで（ただし、破綻時から 3 か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
●この保険は保険期間が 1 年以内の契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

トータルセーフティプランのあらまし

ご加入にあたっての注意事項　　**ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）**

トータルセーフティプラン（TSP）　基本コース・地震充実コース・地震さらに充実コース

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●保険契約にご加入の際には、保険契約者ご本人がご署名・ご捺印ください。
●保険責任は保険期間の初日の午後 4 時(※)に始まり、末日の午後 4 時(※)に終わります。
（※）加入・変更申込書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入・変更申込書等にてご確認ください。
●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものになります。
●告知義務（ご契約締結時における注意事項）
保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

< 告知事項 > 加入・変更申込書等および付属書類の記載事項すべて

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
●通知義務（ご契約締結後における注意事項）
保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

< 通知事項 > 加入・変更申込書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

※加入・変更申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。
通知事項以外のご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめご通知ください。ただし、保険の対象の譲渡や、ご契約者の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なくご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお知らせやご案内ができないことになります。
ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
●保険契約の際には、加入・変更申込書の記載事項について誤りがないかご確認ください。誤りがある場合には、保険金をお支払いできない場合があります。
●加入証は大切に保管してください。また、3 か月を経過しても加入証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。
●保険料分割払いの場合、所定の払込期日の属する月の翌月末日を経過しても第 2 回以降の分割保険料のお支払いがなかった場合には、払込期日の翌日以後に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。ただし、保険料のお支払いがなかったことにお客さまの故意や重大な過失がなかったと損保ジャパンが認めた場合には、払込猶予期間を払込期日の翌々月の 25 日まで延長させていただきます。また、2 か月連続して払込期日までに所定の分割保険料のお支払いがなかった場合は、保険契約を解除することがあります。
●第 1 回の分割保険料の払込みがなかった場合には、保険金をお支払いしません。
●保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】
0120-727-110
〈受付時間〉平日：午後 5 時～翌日午前 9 時。土日祝日（12 月 31 日～1 月 3 日を含みます。）/24 時間
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の一部または全額をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30 日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30 日超の日数を要することがあります。
① 公的機関による捜査や調査結果の照会
② 専門機関による鑑定結果の照会
③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
④ 日本国外での調査
⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。
●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽ ADR センター」】
電話番号 03-4332-5241（全国共通）
おかけ間違いにご注意ください。

受付時間　平日：午前 9 時 15 分～午後 5 時（土・日・祝日・12/30 ～ 1/4 は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）
●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

トータルセーフティプランのあらまし

ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

トータルセーフティプラン（TSP） 基本コース・地震充実コース・地震さらに充実コース

動産総合保険

保険金をお支払いする主な場合

偶然な事故により、商品等、什器・備品・看板等、現金に損害が生じた場合に補償します。
①火災、落雷、破裂・爆発
②自動車の飛び込み
③航空機の墜落もしくはその落下物
④労働争議、デモ、騒じょう
⑤風災・雹災・雪災
⑥水災
⑦盗難
⑧水濡れ
⑨破損
⑩地震
⑪運送中の事故※　　など
※輸送のため輸送区間の始点から搬出された時から、通常の輸送過程を経て、輸送区間の終点へ搬入された時までの間

< 保険の対象となるもの >
〇商品等：被保険者が所有または管理する被保険者の買い取り商品、および修理品
〇什器・備品・看板等：被保険者が所有する什器・備品・工具・看板
〇現金：業務用現金、業務用預貯金証書

保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。

< 損害保険金 >
(1) 保険の目的に生じた損害に対して、1 事故につき、保管中および輸送中について加入証記載の保険金額を限度として、その実損害額が自己負担額以上となった場合、その損害に対して実損額を損害保険金として支払います。
(2) 1 回の事故につき、1 敷地内ごとに、業務用の通貨の盗難については 30 万円を、または業務用の預貯金証書の盗難については 300 万円を限度として保険金を支払います。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の①および②の事実があったことを条件とします。
　① 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
　② 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。
(3) (1) の規定にかかわらず、保険金額が保険価額(注)より大きくなる場合には、保険価額を限度として損害保険金をお支払いします。
(注) 保険価額とは、損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。ただし、商品等については被保険者の仕入価額を基準とします。

< 地震 >（縮小支払）
地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害については、算出された保険金の額に以下の縮小割合を乗じて得た額をお支払いします。
基本コース :15%
地震充実コース :50%
地震さらに充実コース：80%

< 臨時費用保険金 >
火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹災・雪災、建物外部からの物体の落下・飛来、水濡れ※、騒擾等による損害の場合に臨時費用保険金をお支払いします。また、1 事故について 300 万円を限度とします。
※給排水設備、または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に限ります。

臨時費用保険金 = 損害保険金× 30%

< 残存物取片づけ費用保険金 >
残存物取片づけ費用保険金（清掃費用等の後片づけ費用）として、損害保険金の 10% を限度に残存物取片づけ費用の実費をお支払いします。

< 修理付帯費用保険金 >
火災、落雷、破裂または爆発により保険の対象が損害を受けた結果、復旧にあたり損保ジャパンの承認を得て支出した必要かつ有益な費用を、1 回の事故につき、1 敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額× 30%、保険金額が時価額（保険価額）を超える場合は時価額（保険価額）とします。または 1,000 万円のいずれか低い額を限度としてお支払いします。ただし、主たる保管場所が居住の用に供する部分または営業用倉庫敷地内にある保険の対象を除きます。

保険金をお支払いできない主な場合

1. 保険契約者または被保険者（補償を受けられる方）または保険金受取人などの故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
2. 保険の対象の欠陥・自然の消耗・さび・かび・変色・虫食いなどによる損害
3. 保険の対象の置き忘れ、紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難、棚卸しまたは検品の際に発見された品不足を含みます。）による損害
4. 使用人などが単独にもしくは第三者と共謀して行った窃盗、盗難、強盗などによる損害
5. 管球類（真空管・ブラウン管・電球など）に単独に生じた損害
6. 偶然な外来の事故によらない電気の作用または、機械の稼働に伴って発生した電気的または機械的事故による損害。ただし、これらによって火災（焦げ損害を除きます。）、破裂または爆発が生じた場合の損害については、保険金のお支払い対象となります。
7. 就業時間外において、保管場所内のレジスターまたは金庫（手さげ金庫を除きます。）内に収容されていなかった現金の損害　　など

< 保険の対象とならない主なもの >
〇小切手、手形、その他有価証券
〇エレベータ、エアカーテン、自動ドア、シャッター、ビル付帯冷暖房装置、不動産およびこれに準ずるもの、携帯電話、スマートフォンおよび類似する通信機器類
〇販売会社からの受託品
〇ショーウインドウ、店舗内装、店舗用テント・キャンバス、見本品、受託物　　など

トータルセーフティプランのあらまし

ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

トータルセーフティプラン（TSP） 基本コース・地震充実コース・地震さらに充実コース

賠償責任保険（施設所有管理者特約条項）

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が、①施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う生産・販売・サービス業務等の業務遂行に関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。

①損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等）
②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用
③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用
④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。
⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用
⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用

1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が3万円以上となった場合に、その損害の合計額に対する金額とし、2ページに記載された保険金額を限度とします。
なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。

＊修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

自動セットの追加条項については以下のとおりです。

【被害者対応費用担保追加条項】
事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用を補償します。

【事故対応特別費用担保追加条項】
基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）を補償します。

また、以下の追加条項については一部の施設・業務を除き自動セットとなります。

【漏水担保追加条項】
給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
支払限度額は基本補償と同額となります。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】
①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
④被保険者と世帯を同じくする親族（※）に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
（※）親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
なお、配偶者には次の者を含みます。
・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者
⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任　など

【賠償責任保険追加条項の免責事由】
①原子核反応または原子核の崩壊
②石綿または石綿を含む製品の有害な特性
③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
④専門職業危険
・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任
・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任
⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物（注）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
（注）『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。
ア. 記名被保険者が所有する財物
イ. 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。）
ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物
⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます）
⑦PFASに起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます）　など

【特約条項の免責事由（施設所有管理者特約条項の場合）】
①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
②航空機、昇降機、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）または施設外における船、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任
③給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
（注）別途「漏水担保追加条項」のセットにより、補償の対象となります。
④屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
⑤仕事の終了後（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。
⑥被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任
⑧次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任
ア. 記名被保険者の役員または使用人
イ. 記名被保険者の下請負人
ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人　など

トータルセーフティプランのあらまし

ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

トータルセーフティプラン（TSP） 基本コース・地震充実コース・地震さらに充実コース

賠償責任保険（請負業者特約条項）

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が、①請負工事（作業）中の事故、②請負工事（作業）を行うために被保険者が所有、使用または管理する施設（資材置場等）の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。

①損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等）
②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用
③損害の発生および拡大の防止に努めるために　支出した費用
④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。
⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用
⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生　および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の　発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用

1 回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が 3 万円以上となった場合に、その損害の合計額に対する金額とし、2 ページに記載された保険金額を限度とします。
なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。
＊修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

自動セットの追加条項については以下のとおりです。

【被害者対応費用担保追加条項】
事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用を補償します。

【事故対応特別費用担保追加条項】
基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）を補償します。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】
①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
④被保険者と世帯を同じくする親族（※）に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
（※）親族とは、6 親等内の血族、配偶者または 3 親等内の姻族をいいます。
なお、配偶者には次の者を含みます。
・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者
⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任　など

【賠償責任保険追加条項の免責事由】
①原子核反応または原子核の崩壊
②石綿または石綿を含む製品の有害な特性
③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
④専門職業危険
・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任
・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任
⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物（注）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
（注）『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。
ア. 記名被保険者が所有する財物
イ. 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。）
ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物
⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます）
⑦ PFAS に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます）　など

【特約条項の免責事由（請負業者特約条項の場合）】
①被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任
ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物もしくは土地の損壊
ウ. 地下水の増減
②施設の屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
③航空機または自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任
④仕事の終了後（注 1）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任（注 2）
（注 1）仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。
（注 2）被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。
⑤被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任
⑥じんあいまたは騒音に起因する賠償責任
⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任
⑧次に掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任
ア. 記名被保険者の役員または使用人
イ. 記名被保険者の下請負人
ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人　など

トータルセーフティプランのあらまし

ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

トータルセーフティプラン（TSP） 基本コース・地震充実コース・地震さらに充実コース

賠償責任保険（生産物特約条項）

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。

①損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等）
②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用
③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用
④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。
⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用
⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用

1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が3万円以上となった場合に、その損害の合計額に対する金額とし、2ページに記載された保険金額を限度とします。
不良完成品損害および不良製造品・加工品損害に関する支払限度額（保険金額）は、それぞれ財物賠償保険金額の10%となります。
なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。
＊修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
＊事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置（回収、検査、修理、交換その他適切な措置）を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。

自動セットの追加条項については以下のとおりです。

【被害者対応費用担保追加条項】
事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用を補償します。

【事故対応特別費用担保追加条項】
基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）を補償します。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】
①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
④被保険者と世帯を同じくする親族（※）に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
（※）親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。なお、配偶者には次の者を含みます。
・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者
⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任　など

【賠償責任保険追加条項の免責事由】
①原子核反応または原子核の崩壊
②石綿または石綿を含む製品の有害な特性
③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
④専門職業危険
・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任
・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任
⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物（注）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
（注）『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。
ア. 記名被保険者が所有する財物
イ. 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。）
ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物
⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます）
⑦PFASに起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます）　など

【特約条項の免責事由（生産物特約条項の場合）】
①生産物または仕事のかしに基づく生産物（その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。）または仕事の目的物（作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。）自体の損壊に対する賠償責任（その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。）
②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任　など

【生産物・仕事の結果事故における生産物自体・仕事の目的物自体担保追加条項（生産物特約条項用）】
①生産物特約条項に規定する事故によって生じた財物の損壊が不良完成品損害に起因する賠償責任
②生産物特約条項に規定する事故によって生じた財物の損壊が不良製造品・加工品損害に起因する賠償責任　など

トータルセーフティプランのあらまし

ご加入いただくお客さまへ（必ずお読みください。）

トータルセーフティプラン（TSP） 基本コース・地震充実コース・地震さらに充実コース

賠償責任保険（受託者特約条項）

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
他人から預かった物（受託物）を特定の施設内で保管している間、または施設外で管理している間に、火災・盗難・取扱いの不注意等により受託物を損壊したり、盗まれたりしたため、預け主に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金（修理費等） ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥受託物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が3万円以上となった場合に、その損害額の合計額に対する金額とし、2ページに記載された保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 ＊修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 自動セットの追加条項については以下のとおりです。 **【事故対応特別費用担保追加条項】** 基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用（文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など）を補償します。	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 **【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】** ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族（※）に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 （※）親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。 なお、配偶者には次の者を含みます。 ・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者 以下同様とします。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など **【賠償責任保険追加条項の免責事由】** ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます） ⑥PFASに起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます） など **【特約条項の免責事由（受託者特約条項の場合）】** ①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取または詐取に起因する賠償責任 ②被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ③貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任 ④受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）、ねずみ食いもしくは虫食い等に起因する賠償責任 ⑤給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任 ⑥屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任 ⑦受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任 ⑧自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）、船舶もしくは航空機が法令に定められた資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間、または酒気帯び状態の者によって運転もしくは操縦されている間に発生した損害に起因する賠償責任 など

個人情報のお取扱いについて / 各種経理処理について

個人情報のお取扱いについて

■（損害保険ジャパン㈱）個人情報の取扱いについて
○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等（以下、「損保ジャパン業務」と言います。）を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、損保ジャパン業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
①損保ジャパンが、損保ジャパン業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先（修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等）、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者（保険の対象となる方）の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。
なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。
被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

■（東芝保険サービス（株））個人情報の取扱いについて
当社は保険会社等の取引先の商品およびこれらに付帯・関連するサービスのお客さまへのご提供等、当社業務の遂行に必要な範囲内で、かつ適法、公正に利用します。また、当社は複数の保険会社と取引があり、取得した個人情報を取引のある他の保険会社の商品・サービスをご提案するために利用させていただくことがあります。
詳細は、当社のホームページ（https://www.toshiba.co.jp/tisco/hoken/company/privacy/）をご覧ください。

各種経理処理について

〈保険料／加入費の取扱い〉
全額損金または必要経費　処理

〈補償金・保険金・給付金の取扱い〉
非課税　※災害見舞金を含めて補償金が実際の損害額を超えた分については雑収入扱い

〈 ご注意 〉
記載の税務についてのお取扱いは 2026 年 4 月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いと異なる場合があります。
またこの取扱いは将来変更される場合があります。個別の税務などについて詳細は税理士、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

保険金請求手続きについて

トータルセーフティプラン（TSP）　請求書類

書類	様式	物損事故	賠償事故	
			財物	身体
事故通知書	所定用紙	●	●	●
保険金請求書	所定用紙	●	●	●
個人情報の取扱に関する同意書	所定用紙	–	●	●
示談書または確認書	所定用紙	–	●	●
修理見積書	修理業者	●	●	–
写真	-	●	●	–
事故・罹災証明	公的機関で発行	●	(●)	(●)
仕切伝票	-	●	–	–
売上高証明書類（損害額 50 万円以上）	公的立証書類	(●)	(●)	(●)
保険金請求に関する承諾書	所定用紙	–	(●)	(●)
領収書	-	–	(●)	(●)
診断書、治療明細書	病院	–	–	●

（●）…場合によって必要となる書類必要な場合、別途ご案内します。

（注）トータルセーフティプランについては示談書をご提出していただくことが原則となりますが、保険金請求書（裏）に記載されたいずれかの条件に該当する場合は、確認書欄に必要事項をご記入のうえ、加害者が損害賠償金の支払を行ったことを証する領収証等を添付すること、もしくは保険金全額の振込先を被害者または修理業者（自家修理を除きます。）、レンタカー会社、医療機関に指定することにより、示談書にかえることができます。（ただし損保ジャパンが示談書の取付を必要と判断したものを除きます。）

▶全損の場合は、全損であることの証明書をご提出ください。
▶「個人情報の取扱いに関する同意書」は個人事業主（個人）の方が請求される場合、ご提出ください。
▶添付書類をご提出いただく際にはお客さまの個人情報が他人の目に触れぬよう十分にご注意ください。

TSP 保険金請求書は「すご売りサイト」の「リンク集」、
あるいは「東芝地域店総合補償制度」
（URL: https://www.toshiba.co.jp/tisco/kyousai/）より取り出しできます。

なお、上記書類のほかに特に必要と認めた書類のご提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

運営規約について

以下 URL よりご確認ください。

東芝地域店総合補償制度規約
https://www.toshiba.co.jp/tisco/kyousai/pdf/kiyaku20251101.pdf

〈承認番号〉26A-9189　SJ26-02695　〈承認日〉2026年6月8日(SJ)　〈作成日〉2026年6月8日(TISCO)　〈使用期限〉2027年11月1日(TISCO)

加入・変更・脱退の手続きについて

年４回、加入・変更・脱退の手続きが行えます。

お手続き方法

お手続き種類	提出書類	提出先
加入 変更 脱退	トータルセーフティプラン　加入・変更 申込書兼脱退通知書	東芝保険サービス株式会社

加入・変更・脱退のスケジュール

効力発生日（加入・変更・脱退）	書類締切日
2026年11月 1日	2026年 7月31日
2027年 2月 1日	2026年11月 9日
2027年 5月 1日	2027年 2月 8日
2027年 8月 1日	2027年 5月 7日

◇加入日：効力発生日の午後４時から補償開始となります
◇脱退日：効力発生日の午後４時をもって脱退となります。

保険料・加入費の自動振替について

年４回、３か月分を自動振替します。（集金代行会社：株式会社オリコプロダクトファイナンス）

自動振替日	書類締切日	申込および変更手続締切日
2026年10月 7日	11、12、1月分	2026年 7月31日
2027年 1月 7日	2、3、4月分	2026年11月 9日
2027年 4月 7日	5、6、7月分	2027年 2月 8日
2027年 7月 7日	8、9、10月分	2027年 5月 7日

お手続き方法

加入・変更・脱退の場合：「加入・変更申込書兼脱退通知書」を書類締切日までに東芝保険サービス株式会社へご提出ください。

ご登録の自動振替口座の変更の場合：「口座登録依頼書」を変更手続締切日までに東芝保険サービス株式会社へご提出ください。変更手続締切日までに手続きした内容は、自動振替に反映されます。

※「加入・変更申込書兼脱退通知書」、「口座登録依頼書」は、以下URLより取り出しが可能です。
東芝地域店総合補償制度
https://www.toshiba.co.jp/tisco/kyousai/

保険金請求／商品に関するご質問・お問い合わせ

《トータルセーフティプラン（TSP）》
商品・什器・備品・所有看板の物損補償 / 賠償責任補償
【フリーコール】0120-92-1048

【取扱代理店】東芝保険サービス株式会社　総合営業部　コマーシャル推進グループ
〈受付時間〉平日：午前９時から午後５時まで（会社定休日を除く）
住所：〒212-8585
神奈川県川崎市幸区堀川町 72-34
（ラゾーナ川崎東芝ビル）

〈この商品に関するご意見ご要望はこちら〉
〈お客さま相談室〉0120-994-899
〈受付時間〉平日：午前９時から午後５時まで
（会社定休日を除く）

引受幹事会社

損害保険ジャパン株式会社
企業営業第二部 東芝室
住所：〒103-8255　東京都中央区日本橋 2-2-10
TEL：03（3231）3379
〈受付時間〉平日：午前９時から午後５時まで
（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）

〈承認番号〉SJ26-02695
26A-9189
〈作 成 日〉2026年6月8日（TISCO）
〈使用期限〉2027年11月1日
〈承 認 日〉2026年6月8日（SJ）